

松江市指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則の一部を改正する規則

松江市指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則（平成 31 年松江市規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
様式第 3 号 <u>別紙のとおり</u>	様式第 3 号 <u>別紙のとおり</u>
様式第 4 号 <u>別紙のとおり</u>	様式第 4 号 <u>別紙のとおり</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。